

有効期間満了日 平成35年3月31日

熊生企第196号

平成31年3月6日

熊本県防犯設備協会と連携した防犯設備アドバイザーの運用について（通達）  
防犯設備アドバイザーについては、「熊本県防犯設備協会と連携した防犯設備アドバイザーの運用について（通達）」（平成27年11月6日付け熊生企第1062号）に基づき運用しているところであるが、平成31年4月1日以降も下記のとおり運用することとしたので積極的な活用を図られたい。

## 記

### 1 趣旨

防犯設備アドバイザー制度は、特に防犯設計や防犯建物部品に精通し、高度な知見を有する防犯設備士等を熊本県防犯設備協会（以下「協会」という。）と県警察で登録し、地域住民、自治会、学校、アパート・マンション等管理者、事業者等（以下「地域住民等」という。）の要望に応じて派遣し、地域住民等に適切な防犯知識を身に付けさせ、もって県民の防犯意識の高揚及び自主防犯活動の促進並びに優良な防犯機器・建物部品の普及促進を図るものである。

### 2 防犯設備アドバイザーの定義等

#### (1) 定義

防犯設備アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）とは、協会の会員又は同会員が雇用する者で、総合防犯設備士又は防犯設備士の資格を有するなどの要件を充足する者を協会会長が生活安全部長と連名で委嘱した者をいう。

#### (2) 任務

アドバイザーは、県民の防犯意識の高揚と自主防犯活動の促進を図るため、県警察等の求めに応じ、防犯設備等の設置及び保守管理（以下「設置等」という。）に関する助言者として、次に掲げる地域安全活動を行う。

ア 一般住宅、マンション等集合住宅及び金融機関等犯罪被害に遭いやすい事業所等について、構造、設備及び施錠その他の状況を防犯上の観点から点検する防犯診断

イ 研修会、防犯教室、防犯訓練等における防犯設備の種類及び性能、取扱要領等に関する説明及び指導

ウ 県警察が企画又は支援する地域安全運動関係の行事、あるいは活動において、優良な防犯設備等の普及促進を目的とした展示及び説明

エ 県警察職員に対する防犯設備等に関する教養

### 3 派遣要領

#### (1) 派遣要請

警察署長は、前記2(2)に掲げる地域安全活動を行うためにアドバイザーの派遣を要請する場合は、別記様式「防犯設備アドバイザー派遣要請書」により、警察本部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）に対して派遣要請を行うこと。

#### (2) 生活安全企画課長からの派遣要請

警察署長から派遣要請を受けた生活安全企画課長は要請内容等を勘案のうえ、協会会長に対してアドバイザー派遣要請を行うこと（別紙1「防犯設備アドバイザー派遣依頼チャート参照」）。

#### (3) 選考結果の通知及び事前打合せ

派遣するアドバイザーは、生活安全企画課長から要請した警察署長に通知するので、警察署長は、派遣されるアドバイザーと具体的な活動内容等について事前に連絡及び打合せを行うこと。

### 4 配意事項

#### (1) 協会会員との連携強化

各警察署にあつては、協会会員による優良な防犯設備等の普及啓発活動が効果的に行えるよう、犯罪発生情報等を提供するなど、平素から管内の協会会員との連携強化に努めること。

#### (2) 協働活動の実施

アドバイザーを要請する場合は、警察職員と協働した活動に努めること（別紙2「防犯設備アドバイザー運用例」参照）。

なお、協会では、アドバイザーに対し、アドバイザーとして活動する際は営業活動をしないうことや活動中に防犯設備等の設置要請を受けた場合は、その場で応諾せず、事務局に連絡の上、適切な対応に努めるよう指導しているため、これらの留意事項を踏まえて協働活動を行うこと。

#### (3) 身分の明示

アドバイザーは、活動中、協会から貸与されているアドバイザー証を携帯することとしていることから、県民等からの求めに応じて、その身分を明らかにさせること。

#### (4) 職員への周知

協会は、防犯設備等の設置等に関する専門的な知識及び技能を有する団体であり、その協力は、地域安全活動に限らず、錠の解錠等捜査活動に関する協力も実施していることから、警察署長は、職員に対して連携等について周知を図ること。

## 5 特異事案に関する報告

各種警察活動を通じて、「アドバイザーによる防犯診断後に、防犯上脆弱な点を指摘し、防犯設備を販売する。」等のアドバイザー制度を利用した不適切な事案や同制度を悪用した悪質商法等の事案を認知した場合は、生活安全企画課に速報すること。

※ 別紙、別記様式（略）